

「平成十七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十八年度交通安全施策に関する計画」について

平成十八年五月二十二日（火）閣議  
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 平成十八年版交通安全白書について申し上げます。

二 この白書は、交通安全対策基本法第十三条に基づき、毎年国会に提出されるものであり、陸上、海上及び航空の各分野ごとに記述しております。

三 本年の特徴は、3月に決定いたしました「人優先」の交通安全思想を基本とする第8次交通安全基本計画について、その概要を紹介するとともに、特に道路交通分野において重点的に取り組むこととしている「歩道の整備等による安全・安心な歩行空間の確保」につ

いて詳細に記述したところにあります。

四 また、鉄道、航空等の分野において続発しているヒューマンエラー等による重大事故やトラブル等について、その対応策等を記述しております。

五 悲惨な交通事故の根絶に向けて、今後とも政府一体となり交通安全全対策の更なる充実を図っていくことが必要です。閣僚各位におかれましては、引き続き、御協力と御尽力をお願いいたします。